

施設サービスを利用した際の基準費用額と負担限度額

●基準費用額（1日あたり）

居住費等				食費
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室 ※	多床室 ※	
2,066円	1,728円	1,728円（1,231円）	437円（915円）	1,445円

※介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合は（ ）内の金額です。

●負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階		居住費等				食費	
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室 ※	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階	○生活保護を受給 ○世帯全員が住民税非課税で、 老齢福祉年金を受給	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、 年金収入額＋その他の合計所得額が 80万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3段階 ①	世帯全員が住民税非課税で、 年金収入額＋その他の合計所得額が 80万円超120万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円	1,000円
第3段階 ②	世帯全員が住民税非課税で、 年金収入額＋その他の合計所得額が 120万円超	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円	1,300円

※介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合は（ ）内の金額です。

◎ただし、次のいずれかに該当する場合は支給対象となりません。

- ①住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税である場合。
- ②住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも、預貯金等が下記金額を超える場合。

第1段階：単身1,000万円、夫婦2,000万円	第3段階①：単身550万円、夫婦1,550万円
第2段階：単身 650万円、夫婦1,650万円	第3段階②：単身500万円、夫婦1,500万円

※第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合は支給対象となりません。